

農地中間管理機構の住所及び事務所の所在地の変更について

令和 6 年 8 月 28 日公表
山口県農林水産部農業振興課

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり農地中間管理機構から住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出がありましたので、同法第 5 条第 3 項の規定により公告します。

名称	住所及び事務所の所在地		変更年月日
	新	旧	
公益財団法人 やまぐち農林 振興公社	山口市桜畠 三丁目 2 番 1 号	山口市葵 二丁目 5 番 69 号	令和 6 年 9 月 2 日